

自転車の交通違反に反則金！

2026.4.1.からはじまります。

- ・ 自転車の交通ルールを守らないと、交通違反になります。
- ・ 交通違反をすると反則金というお金を払わないといけません。
- ・ 対象者（反則金を払わないといけない人）は16歳以上の人です。



交通違反の種類

※自転車の交通違反は全部で113種類あります。ここに書いていない違反もあります。

※わからないことは近くの警察署で聞いてください。

- ① 携帯電話を使いながら自転車を運転するのは違反です。
反則金 ￥12,000
- ② 踏切の手前では、一度止まって安全確認をしないと違反です。
反則金 ￥6,000
- ③ 信号を守らないと違反です。進んでいいのは、青信号（緑色の信号）の時だけです。
反則金 ￥6,000
- ④ 道路の右側を走るとは違反です。
反則金 ￥6,000
- ⑤ 『止まれ』の標識のある場所では、一度止まって安全確認をしないと違反です。
反則金 ￥5,000
- ⑥ イヤホンをつけて、音楽を聴くなど、周りの音が聞こえないような状態で運転すると違反です。
反則金 ￥5,000
- ⑦ 傘をさして自転車を運転することは違反です。
反則金 ￥5,000
- ⑧ 自転車に大きな荷物を載せて走ると違反です。
反則金 ￥5,000
- ⑨ 夜、自転車の電気をつけずに運転すると違反です。
反則金 ￥5,000
- ⑩ ほかの人と並んで走るとは違反です。
反則金 ￥3,000
- ⑪ 1台の自転車に他の人と一緒に乗ると違反です。
反則金 ￥3,000
- ⑫ 歩道を走るとは違反です。次の①～③の時は歩道を走ることができます。
反則金 ￥6,000
- ① 歩道を走ってもいいという標識がある時。
- ② 12歳以下の子供と、70歳以上の人、身体に障害がある人。
- ③ 道路を走る車がたくさんの時、道路の幅が狭い時。
- チャイルドシートを使えば、小学生になる前の子ども（6歳までの子ども）と一緒に乗ることができます。運転できるのは16歳以上の人です。一緒に乗ることができるのは、子ども2人までです。

- ・ 交通違反をすると、警察官から青切符（交通違反の書類）と反則金の納付書（お金を払うための書類）を渡されます。
- ・ 決められた日までに、納付書を銀行や郵便局などに持って行き、反則金を払えば手続きは終わりです。
- ・ 決められた日までに、反則金を払わないと、裁判になる可能性があります。



自転車も ルールを守って 安全に！



岐阜県警察



岐阜県警察公式 Facebook
https://www.facebook.com/GifuPrefecturalPolice